

高齢者生活支援ハウスご利用の皆様へ

入居に際しては、下記の事項に従って生活していただきます。ご協力をお願いします。

1. 健康の丘居宅支援センター森の家 高齢者生活支援ハウス
住 所 〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地214
電 話 TEL0182-56-4155
2. 入居時に必要な物
 - ・寝具・洗面用具・衣類・日用雑貨品（洗剤、トイレ洗剤、トイレットペーパー等）
時計・保険証・内履き・非常持ち出し袋・その他自炊に必要な台所用品一式。
 - ・施設で用意している調理器具は、冷蔵庫・電子レンジ・炊飯器・やかん・鍋（両手、片手、天ぷら、フライパン）ですが、物によっては数に限りがあります。その他必要と思われる物はお持ちになって下さい。なお、調理器具は電磁調理器です。
 - ・収納は、押入、整理タンスが設置されています。
 - ・寝具は、1日55円（消費税込み）で斡旋することができます。
1か月1,551円（30日・税込み）
寝具内訳（掛布団カバー付き2組、敷布団、シーツ、枕、枕カバー）
3. 施設内へ持ち込みができない物
 - ・火気類（ストーブ、ろうそく等）、仏壇、ペット等
 - ・施設内は、冷暖房が完備されており、廊下は床暖房となっております。
4. 施設内で禁止する行為
 - ・施設内及び居室内での釘、ガムテープ等の使用
 - ・他の入居者への迷惑行為
 - ・施設内での布教活動、政治活動
5. 損害賠償等について
 - ・設備・備品等を損傷した時は、実費をいただく場合があります。
 - ・施設に多大な損害を与えると判断された場合は、退居していただく場合があります。
6. 自家用車の持ち込みについて
 - ・自家用車は指定された場所に駐車してください。駐車場内での事故等は施設側では、一切責任を負いません。
7. 外出・外泊について
 - ・外出・外泊は自由ですが、その際は必ず外出簿・外泊届に記入し、生活援助員に提出して下さい。また、外出・外泊の際は、居室の鍵等は生活援助員にお渡し下さい。
 - ・玄関の解錠は朝6時、施錠は夜8時30分です。
8. 面会について
 - ・面会可能時間は朝8時から夜8時までの間（1時間）です。感染予防のためお断りする場合があります。
 - ・緊急時等、上記時間以外での外出、帰宅等は生活援助員、宿直員に申し出て下さい。
※緊急時はこの限りではありません。

9. 電話の取り次ぎについて

- ・電話の取り次ぎは、朝7時～夜9時まで。※緊急時はこの限りではありません。

10. 金銭・貴重品について

- ・施設内では貴重品等はお預かりいたしません。
- ・入居者同士での貴重品等のトラブルには施設側は一切介入いたしません。

11. 食事について

- ・食事は原則的には自炊となりますが、ご希望によりご相談に応じます。
- ※希望により、昼食(520円)・夕食(500円)で提供します。(日曜日は除く)

12. 入浴について

- ・入浴時間は皆様の安全と見守りを考慮して午前9時30分から午後4時までです。
- 入浴の曜日は、火曜・木曜・土曜です。
- 洗濯機の使用時間は、午前6時30分から午後4時30分までです。

13. 喫煙・飲酒について

- ・居室以外での飲酒は禁止します。
- ※くれぐれも他の入居者に迷惑がかからないようご注意ください。
- ・施設内及び敷地内は禁煙になっております。

14. 清掃について

- ・居室内は各自で清掃して下さい。電気掃除機を備え付けております。

15. ゴミ置き場について

- ・ゴミ置き場を設置しております。特に生ゴミは臭いの原因となりますので、室内に溜めこまないでこまめに出すようにして下さい。

16. 消灯時間について

- ・廊下・談話室等の共用部分は夜9時以降消灯とします。

17. 退去時について

- ・部屋、トイレ、台所、洗面所、押し入れ、タンス、IH等、掃除を行ってもらい入居時の状態にしていただきます。
- ・備品(鍋、やかん、レンジ、冷蔵庫、炊飯ジャー、カーテン等)もきれいな状態で返していただきます。
- ・ハウスクリーニングの利用(費用は自己負担)をお勧めしております。

18. その他

- ・必要に応じて生活援助員が居室内に立ち入ることがあります。ご了承下さい。
- 年に1回ワックスがけと居室点検を行いますので居室内の整理整頓に努めて下さい。必要でないものは、整理をお願いします。